

今後の取り組みについて

平成18年8月30日
プールにおける事故対策に関する
関係省庁連絡会議 申し合わせ

1. プールの安全標準指針（仮称）の作成

(1) 概要（基本的性格）

プールの安全確保はその設置管理者の責任で行われるものであるが、プール利用者の安全確保のために、関係省庁において、プールの施設面、管理運営面で参考となる留意事項等について統一的な指針をとりまとめ、設置管理者に対し、技術的助言として本指針の遵守を要請するもの。

(2) 適用範囲

学校施設、都市公園をはじめとした公営施設、民間施設等、原則としてすべてのプールを対象とする。

(3) 主な内容

これまでの安全確保に関する関係省庁からの通知等の知見を活用し、安全上重要な下記の項目について検討する。

施設関係

プール施設のうち、排（環）水口をはじめ、利用者の安全確保に密接に関わる施設について守られるべき諸事項

管理運営関係

管理運営体制、安全点検、監視員等、利用者の安全確保に密接に関わるプールの管理運営について守られるべき諸事項

(4) 作成スケジュール

平成18年12月を目途にとりまとめ、プール設置管理者に通知する。

2. その他